

岩手県告示第 533 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 7 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
もりおか心のクリニック	盛岡市本宮字宮沢 55 番地 5 号	平成 18 年 4 月 1 日
つくし薬局 館合店	宮古市館合町 1 番 5 号	平成 18 年 4 月 1 日
つくし薬局 花巻店	花巻市若葉町二丁目 4 番 14 号	平成 18 年 4 月 1 日
日本調剤一関薬局	一関市狐禅寺字大平 33 番地 1	平成 18 年 4 月 1 日
フォレスト薬局一関店	一関市狐禅寺字大平 125 番地 3	平成 18 年 4 月 1 日
つくし薬局 二戸店	二戸市石切所字川原 28 番地 1 0	平成 18 年 4 月 1 日
いとう矯正歯科クリニック	奥州市水沢区字桜屋敷 701 番地	平成 18 年 3 月 25 日
かめちゃん調剤薬局	二戸郡一戸町中山字大塚 118 番地 2	平成 18 年 4 月 3 日